

2021年7月19日

**「まん延防止等重点措置」が千葉県に適用されたことに伴う  
本協会の対応について**

公益社団法人千葉県サッカー協会

「まん延防止等重点措置」が千葉県でも適用され、重点措置の対象地域に県内 11 市が指定されております。

このことを鑑み、本協会としては下記の対応をいたします。

記

1. 本協会主催・主管の各事業の開催については、千葉県の協力要請等に従い、適切な対応をとり、感染防止対策を徹底する。
2. 重点措置の対象地域内での事業(大会等)は、原則的に無観客・見学は無しとする。  
特別な理由により有観客で実施する場合は、千葉県の協力要請等に従い、適切な対応をとることとする。
3. 施設利用については、特別な理由が無い限り、当該自治体の貸出基準に準じて行うこととする。

尚、本対応については、「まん延防止等重点措置」の実施期間内とする。